

# からたちこどもえん 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、からたちこどもえん(以下「本園」という。)が利用者に説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1. 施設の目的及び運営の方針

### ○ 運営主体

名 称	社会福祉法人 恵満生福祉会
所 在 地	熊本県熊本市西区河内町河内 2946
電 話 番 号	096-276-1186
代表者氏名	理事長 初瀬 基樹

### ○ 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	からたちこどもえん
施設の所在地	熊本県熊本市西区河内町河内 2946
連 絡 先	TEL 096-276-1186 FAX 096-276-1202
園長氏名	初瀬 基樹
対象児童	生後 6 ヶ月～小学校就学前の児童
利用定員	1号認定 15 名 2号認定 21 名 3号認定 9 名
開設年月日	認可保育所 1980(昭和55)年 4月 1日～ 幼保連携型認定こども園 2023(令和5)年 4月 1日～

### ○ 事業の目的・運営方針

本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とし、次に掲げる運営方針に基づき、教育・保育を提供します。

- 本園は、理念を「子どもと共に生きる」とし、子どもたちが現在を最もよく生き、よりよい未来を作り出す力の基礎を培う場所として、また、子ども、おうちの方々、保育者、地域の方々、たとえ離れていても想いで繋がっているの方々、そのだれもが一人の人間として、それぞれの主体性が尊重され、対話(コミュニケーション)を通してお互いを認め合いながら、「自分らしく誇りを持って幸せに生きていく」ための力を育んでいく場所でありたいと願っています。
- 本園の方針は、「一人ひとりがかけがえない存在」として、お互いの存在そのものを喜ぶことにより、誰もがすべての根底に必要な「安心感」を得られるようにします。また、その安心感をベースに「人は自ら育つ力を備えており、自ら成長したいと願っている」という信念に基づいて、その成長する力を信じ、必要な支援を行い、子ども、保育者、おうちの方々、地域の方々、みんなが共に育ち合っているように、さまざまな対話・コミュニケーションを通して民主的に実践を深めていきます。
- 本園は、条例が定める職員や設備の基準その他関係法令等を遵守します。

## 2. 提供する教育・保育の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、次に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行います。なお、園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するよう配慮します。

### ○ 特定教育・保育

#### 《特色》

- 「学ぶこと、それはその子どものアイデンティティ(そのひとにとってゆずれないもの)をつくること」…人は何のために学ぶのか、それは「自分が自分の人生の主人公として、自分らしく誇りを持って幸せに生きていくため」と考えます。文字を覚えたり、数字を数えたりするだけでなく、こまやけんだま、ブロックに積み木、お絵描きに粘土、どろんこ遊びに鬼ごっこ、歌や踊り、木登りしたり、お散歩に行ったり、ご飯を食べたり、お昼寝をしたり、おもらしやケンカだってすべてが学び。自分はどんなことが好きで、どんなことが嫌いなのか。どんなことが得意でどんなことが苦手なのか、どんなときに幸せを感じるのか、どのように生きていきたいのか、生きていくための指針になるものとの出会い、生きるための構え、「これだけはゆずれない」というプライドなどなど、人はさまざまな環境やいろんな人との出会い、経験を通して、「自分」というアイデンティティを形成していきます。そのために大切なのが、「夢中になって遊ぶこと」。
- 「夢中になって遊ぶことで、子どもは『自分』になる」子どもたちは夢中になって遊ぶなかで、様々なことを発見し、学び、身につけながら、「自分」というものを築いていきます。ですから、当園では「夢中になって遊ぶ」ことを保育の中心に据えています。
- 豊かな自然に恵まれた立地条件を生かし、散歩に出かけて自然に親しむことができます。
- プレイパーク(冒険遊び場)のような手作りでユニークな遊具がいっぱいの園庭で思う存分体を動かして遊ぶことができます。
- 一人遊び、数人での遊び、大人数での遊びなど、遊びに適したさまざまな遊具を揃え、充実した環境を構成することにより、子どもたちは自らの興味、関心にしたがって、自分の好きなときにコーナーに行き、やりたいことに心ゆくまで夢中になって取り組むことができます。
- アトリエには、週に一度、アトリエスタ(芸術家)が来園し、本物の芸術に触れたり、いっしょにアートを楽しんだりすることもできます。
- 「哲学対話」など、子どもと対話する時間を大切に、「正解」を求めめるのではなく、「いろんな答えがある」「考えることが楽しい」「考え方は人によって違う」「違いがあるからおもしろい」といった経験を積んでいきます。
- 老若男女、さまざまな大人が園にいることで豊かなかわりを生み出します。
- 園の創立以来、根底に流れるキリスト教の精神にもとづいて、形式的なものではない真の愛にあふれた暮らしを大切にしています。

#### 《教育・保育形態》

- 「環境による保育」により、子どもたちの自主性、意欲、主体性が尊重され、集中力、好奇心、持続力、向上心などなど非認知能力と呼ばれるようなものも育ちやすくなります。
- 異年齢保育(すすく0～2歳児・きらきら3～5歳児/すすくときらきらも自由に行き来できます)により、多様性が受け入れられやすく、安心感を持って生活ができ、「待つ」「譲る」「折り合う」といった人とかわる力が育ちます。
- 0・1・(2)歳児は「育児担当制」により、園における生活面での情緒の安定を図ります。

- 「Learning Story」というドキュメンテーションを日々の記録として作成し、電子連絡帳を用いて、職員間だけでなく家庭とも共有し、さらには個別にファイリングして保育室に備えています。いつでも、だれでも、そのファイルを見て、その子の成長の姿を振り返ることができます。そうすることで、お互いに成長を認め合い、一人ひとりの「その子らしさ」が尊重され、卒園してからも「自分らしく誇りを持って幸せに生きていくための力」を蓄えていくことができます。

#### 《保育目標》

- 健康でバランスのとれた心と体の発達を促す。
- 保育者や保護者との安定したかかわりの中で、自分を愛し、人を愛し、神を愛する心を育てる。
- 自然に触れ、さまざまなものに出会いながら、好奇心を育み、発見する楽しさ、学ぶ楽しさ、創造する楽しさを知る。
- 友達とのかかわりの中で、充分に自己発揮しながら、自己統制力もバランスよく身に付けていく。
- 自分のやりたいことを見つけ、意欲を持ってとことん取り組む中で集中力を養い、やり遂げた満足感を十分に味わって自己肯定感を育てていく。
- さまざまなことを実際に体験することで、生きた知識を身につけ、豊かな感性、豊かな表現力を育む。

#### ○ 食事の提供

- 献立表は毎月別途お知らせします。
- アレルギー対応を行っています。食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず事前にご相談ください。

#### 《提供時間》

	提供日	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	月～土曜日	9時00分頃	11時00分頃	14時30分頃
1歳児	月～土曜日	9時00分頃	11時20分頃	14時30分頃
2歳児	月～土曜日	9時00分頃	11時20分頃	14時30分頃
3歳以上児 (1号認定)	月～金曜日	/	11時50分頃	14時50分頃
3歳以上児 (2号認定)	月～土曜日	/	11時50分頃	14時50分頃

#### ○ 子育て支援事業

本園では子育て支援事業として、次に掲げる事業を実施しています。

- 地域の子育てに悩む家庭のために相談を受け、必要な情報の提供及び助言を行う。
- 園庭を開放し、当該家庭からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。

#### ○ 延長保育(在園の2号・3号認定子ども)/ 預かり保育(在園の1号認定子ども)/ 一時預かり(在園児以外)

- 2号・3号認定子どもの、通常利用時間外の延長保育を実施しています。
  - 1号認定子どもの、通常利用時間外及び長期休業日等の預かり保育を実施しています。※利用時間及び利用料は5～6ページをご覧ください。
  - 非在園児に対しても、一時預かりを実施します。(要事前相談)

## 《施設及び設備》

### ・敷地及び園舎

敷地	敷地全体	1,405.55 m <sup>2</sup>
	園庭	752.22 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造 1部2階建 昭和55年築
	延べ床面積	444.62 m <sup>2</sup>

### ・主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳児室・ほふく室	1室	21.29 m <sup>2</sup>	人数に応じて隣接する保育室も利用
保育室	3室	191.24 m <sup>2</sup>	すくすく・きらきら(分割可) 食事ルーム
調理室	1室	32.49 m <sup>2</sup>	
事務室	1室	40.39 m <sup>2</sup>	

## 3. 職員について

### ○ 職種、員数及び職務の内容

職種	常勤	非常勤	職務の内容
園長	1人		統括
副園長	1人		園長の補佐、その他庶務
主幹保育教諭	1人		園務の一部整理、保育業務、子育て支援
保育教諭	6人	1人	保育業務
講師		1人	アトリエリスタ
調理員	1人	1人	調理業務

- ※ 職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。
- ※ 必要に応じて、栄養士、事務員等を置くことがあります。
- ※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。
- ※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

#### 4. 教育・保育を行う日・時間

##### ○ 通常利用時間

利用区分	利用時間	休業日
1号認定子ども	月～金曜日 8:30～16:30	・土曜日 ・夏季休業 8月10日から8月20日まで ・冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで ・年度末 2日間 ・日曜日 ・祝日(国民の祝日に関する法律に規定する日)
2号認定子ども (標準時間)	月～土曜日 8:30～18:30	・日曜日 ・年未年始(12月29日から1月3日) ・祝日(国民の祝日に関する法律に規定する日)
2号認定子ども (短時間)	月～土曜日 8:30～16:30	
3号認定子ども (標準時間)	月～土曜日 8:30～18:30	
3号認定子ども (短時間)	月～土曜日 8:30～16:30	

※ 当園が定める教育標準時間認定(1号認定子ども)に係る特定教育・保育時間において、やむを得ない事情により保育・教育を必要とする場合は、次の時間帯で預かり保育を提供します。

① 7:30～8:30まで ② 16:30～19:00まで

※ 2号・3号認定子どもに実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※ 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、休業日に教育・保育を行う場合があります。

※ 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休業日とする場合があります。

##### ○ 延長保育事業

利用区分	利用時間	利用料	
2号・3号 認定子ども (保育標準時間)	18時30分から 19時00分まで	100円 (30分当たり)	おやつ代 100円(1食分)
2号・3号 認定子ども (保育短時間)	7時30分から 8時30分まで	100円 (30分当たり)	おやつ代 100円(1食分)
	16時30分から 19時00分まで		

○ 預かり保育(1号認定子ども) / 一時預かり(在園児以外)

利用区分	利用時間	利用料	
1号認定子ども (月～金曜日)	7時30分から 8時30分まで 16時30分から 19時00分まで	100円 (30分当たり)	おやつ代 100円(1食分)
一時預かり(半日)	9時00分から 13時00分まで	1,000円 (1回当たり)	昼食代 200円(1食分)
一時預かり(一日)	9時00分から 17時00分まで	2,000円 (1回当たり)	昼食代 200円(1食分) おやつ代 100円(1食分)

(1号認定子どもの土曜日、長期休業期間の利用)

原則として土曜日、夏季休業、冬季休業等の期間の利用はありませんが、仕事の都合等でどうしても利用が必要な場合は、オプションとして半日1,000円(1日2,000円)で利用できます。ただし、土曜日利用依頼書、夏季保育、冬季保育利用依頼書を提出してください。

- ※ 必要に応じて別途昼食代、おやつ代を徴収します。
- ※ 昼食代140円(主食込み、1食分)
- ※ おやつ代40円(1食分)・・・1日利用の場合

(一時預かり利用)※在園児以外

- ※ 必要に応じて別途昼食代、おやつ代を徴収します。
- ※ 昼食代200円(主食込み、1食分)
- ※ おやつ代100円(1食分)

## 5. 保育料等

○ 利用者負担(基本保育料)

毎月の基本保育料は以下のとおりとします。

- ・ 金額 居住地の市町村が収入に応じて定める額
- ・ 支払方法 口座振替
- ・ 引落日 毎月10日(土日祝日の場合は、翌営業日)

○ 実費徴収額

教育・保育の実施にかかる実費分として、以下の金額を徴収します。

利用区分	費用の種類	使途・目的	納付額	納付時期
1号認定子ども 2号認定子ども	副食費	昼食時の副食費 及びおやつ代	月額 3,600 円 月額 4,500 円 (+振込手数料)	毎月 10 日 (口座引き落とし)
1号・2号 認定子ども	連絡帳 ※電子連絡帳を使 用しない場合	園での様子、家庭での様 子を相互に伝え合うため	1冊 100 円	随時
3号 認定子ども	連絡帳 ※電子連絡帳を使 用しない場合	園での様子、家庭での様 子を相互に伝え合うため	1冊 200 円	随時
1号・2号 認定子ども	シール帳 (シール代込み)	登園した日の日付にシー ルを貼るため	1冊 600 円	年に 1 回
1号・2号 認定子ども (年長児)	卒園アルバム	在園中の写真や日々の記 録(ラーニングストーリ ー)を綴じたもの	1冊 5,000 円	卒園時
	画像、動画等デー タ DVD-R	在園中の画像や動画のデー タをまとめたもの	1枚 300 円	
	文集(宿泊保育・卒 園)	宿泊保育の文集 卒園文集	1冊 1,000 円	

基本保育料及び副食費に関して

- ※ 途中入退園の 1 号及び 2 号認定子どもの場合、副食費は(180 円×在籍日数)とします。
- ※ 副食費に関して、欠席等による日割り計算は行いません。
- ※ 毎月その月分の基本保育料及び副食費について、当園が指定する期日(10 日)に口座振替により支払っていただきます。なお、領収証は発行しないものとしますが、口座振替が行われた事実について、書面による証明が必要な保護者には証明書もしくは領収証を発行します。
- ※ 口座振替の手続きが金融機関等の都合で間に合わなかった場合、又は途中入園児の基本保育料及び食事の提供に要する費用の徴収方法並びに途中退園児の基本保育料及び食事の提供に要する費用の返還方法については、保護者と話し合いの上、決定します。
- ※ 当園が指定する期日に口座振替ができなかった場合は、あらかじめ当園が指定する期日までに当園の指定口座へ振り込みにより支払っていただきます。なお、振り込みに係る手数料は保護者の負担となります。口座振替ができなかったときでも引き落とし手数料が発生するため、その分も振り込みにより支払っていただきます。
- ※ 利用料の未納が 1 か月以上に及んだ場合、当園の提供する特定教育・保育等の利用または登園を停止させていただきます。引き続き利用料を納付されない場合は、市町村長と協議の上、退園となる場合があります。当園は、退園後も未納分の利用料について請求します。
- ※ 上記のほか、親子遠足等での保護者分のバス代など、必要に応じて実費を徴収させていただくことがあります。

○ 現物徴収

利用区分	費用の種類	使途・目的	納付量	納付時期
1号・2号 認定子ども	主食分お米	昼食の主食として園で 炊いて提供	お米 10 合	毎月

6. 利用定員

○ 年齢別利用定員

利用区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号認定				5名	5名	5名	15名
2号認定				7名	7名	7名	21名
3号認定	3名	3名	3名				9名

○ 学級編制

すくすく / ひかり(0歳児) つぼみ(1歳児) すみれ(2歳児)

きらきら / ひばり(3歳児) めだか(4歳児) つくし(5歳児)

- ※ 多様性が受け入れられやすく、安心感を持って生活ができるように「異年齢保育」を行います。
- ※ さらに 0・1・(2)歳児については、「育児担当制」により、生活面において情緒の安定を図ります。
- ※ 年度によって、すみれ(2歳児)がきらきら(3・4・5歳児クラス)へ進級することもあります。
- ※ 1学級の園児の数は35人以下を原則とします。
- ※ 各学級には、保育教諭を一人以上配置します。

7. 利用の開始及び終了に関する事項

○ 入園

本園を利用するにあたっては次の手続きが必要です。

- ・ 1号認定:本園に直接、お申込ください。定員を超える利用希望がある場合には、当園の基準により選考を行います。
- ・ 2号・3号認定:「教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書」に必要事項を記載し、就労証明書等を添付のうえ、熊本市が定める期限までに本園に提出してください。熊本市の利用調整により、入園が決定しますので、入園できない場合もあります。
- ・ 入園が決定した場合には、本園との利用契約を締結していただきます。

○ 退園・転園・休園

- ・ 退園を希望する場合は、退園日の3週間前までに、退園届を提出してください。
- ・ 転園が決定した場合は、すみやかに退園届を提出してください。
- ・ 市外に転出する場合は、事前に職員へお伝えください。
- ・ 2号・3号認定子どもの休園に際しては、原則、熊本市が定める期間(およそ1ヶ月程度)までとし、事前の届出が必要です。
- ・ 園児が特定の感染症等に感染した場合には、感染症対応マニュアル及び主治医の指示等により、本園において登園時期を検討します。



○ 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- ・ 園児が小学校就学の始期に達したとき。
- ・ 児童の保護者が、市町村が定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

8. 緊急時の対応及び非常災害対策

○ 緊急時の対応

管轄警察署	熊本南警察署（南区十禅寺3-3-28 電話096-326-0110） 河内駐在所（西区河内町船津2032-6 電話096-276-1382）
もよりの病院	堀尾内科医院（※園医さんではありません） （西区河内町船津2945-1 電話096-276-1515）
対応方法	園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じますが、緊急でない場合は、原則として保護者の判断にお任せします。
一斉連絡方法	電子連絡帳システムにより、緊急時には情報を一斉配信しますので、電子連絡帳の利用にご協力ください。
本園の対策	AED設置 防犯カメラ、見守りカメラの設置 事故防止に関する定期的な職員研修の実施

○ 非常災害対策

消防計画	熊本市西消防署 平成21年4月14日届出 防火管理者：初瀬基樹	
避難訓練	火災等を想定した避難訓練を毎月実施します。	
防災設備	自動火災報知設備・誘導灯・消火器	
避難場所	第1避難：園庭	第2避難：園周辺の畑もしくは裏山の農道等
園児の引渡し	上記避難場所の、より安全な場所で職員が行います。	

※ 当園は土砂災害警戒区域内に所在しているため、別途「土砂災害に関する避難確保計画」を作成しています。

<土砂災害避難確保計画より抜粋>

大雨防災情報の5段階区分				園の対応と保護者の方へのお願い	
危険度	警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応		
高い	5	命を守る最善の行動	災害発生情報	大雨特別警報 氾濫発生情報	すでに災害が発生しているか、数十年に一度の大雨を受けた特別警報が出た状況。避難完了していないときは避難所への避難ではなく、命を守る行動をとる。
	4	全員避難	避難勧告 避難指示（緊急）	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報	「河内公民館」へ避難（避難完了）/休園等 レベル4に切り替わった時点で在園している園児と共に避難。避難完了後保護者と市へ連絡を入れる。（保育中のとき）
	3	高齢者らは避難	避難準備・高齢者等避難開始	大雨・洪水警報 氾濫警戒情報	お迎えの要請 / 開園前ならば休園等 「電子連絡帳」「LINE」等で連絡。いずれも未読の方には直接連絡を入れる。陸路準備、避難準備を行う。
	2	避難行動の確認	—	大雨・洪水注意報 氾濫注意情報	【保護者の方へ】 ・ 必ず連絡が取れる連絡先をお伝えください。（お迎えに来られる方） ・ 防災情報と園からの連絡メールに注意を払ってください。
低い	1	心構えを高める	—	数日中に警報級の大雨が降るとの予報	情報の収集を積極的に行い、保護者の方へ、今後に向けての対応をお知らせする。

※R3.5.20より「避難勧告」明瞭避難指示で必ず避難  
※内閣府資料などに基づく

### 【レベル 3】が発令されたとき

「電子連絡帳」「LINE」等で、「休園」や「開園時間の変更」「早めのお迎え」等と呼ばいかけさせていただきます。いずれも未読の方は、職員が直接電話連絡をさせていただきます。

### 【レベル 4】が発令されたとき

開園前に発令された場合は、原則保育は行いません。大至急、お近くの避難所へ避難してください。（発令の解除の時間次第で保育開始のお知らせをします。）

保育時間中に「レベル 3」が発令され、そのまま「レベル 4」になった場合は、在園のお子さんと一緒に至急「河内公民館」へ避難します。到着後、保護者の方へ連絡させていただきます。保護者の方自身も、大至急近くの避難所へ避難してください。

## 9. 虐待の防止のための措置

当園は虐待防止対応マニュアルを策定し、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
  - (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
  - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
  - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 虐待等の行為とは、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をいう。
- 3 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者(保護者等園児を現に養育する者)による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年5月 24 日法律第 82 号)の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

## 10. 要望・相談・苦情等の受付

本園では、要望・相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"><li>● 受付担当者 副園長 初瀬恵美</li><li>● 解決責任者 園長 初瀬基樹</li><li>● 電話番号 096-276-1186</li><li>● FAX 096-276-1202</li><li>● Eメール karatachi@mtg.biglobe.ne.jp</li></ul> ※ 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
第三者委員	たちかわ みのり 建川 美德	電話番号: 096-365-4150 役職・肩書等: さくらんぼ保育園 園長(当法人評議員)
	ふるかわ ゆたか 古川 豊	電話番号: 096-329-2525 役職・肩書等: かおるこども園 園長(当法人評議員)

※ 本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 11. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

保険の種類	ほいくのほけん(全国私立保育園連盟)																																																																																																																																						
保険の内容	大型セットプラン(園賠償責任保険、園児団体傷害保険)																																																																																																																																						
保険金額	<p>コース名は傷害保険の補償範囲を表しています(すべてのコースで「熱中症」および「細菌性食中毒等」を補償しております) (免責金額：なし)</p> <p><b>補償額・保険料(1年間)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補償タイプ<sup>*1</sup></th> <th colspan="2">大型セット</th> <th colspan="2">基本セット</th> <th>地震セット</th> </tr> <tr> <th>傷害補償コース</th> <th>傷害補償コース</th> <th>O-157等特定感染症補償コース</th> <th>傷害補償コース</th> <th>O-157等特定感染症補償コース</th> <th>O-157等特定感染症+地震等天災危険補償コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">園賠償責任</td> <td>施設・エレベーター<sup>*2</sup></td> <td colspan="2">1名につき10億円</td> <td colspan="2">1事故につき10億円</td> </tr> <tr> <td>生産物<sup>*2</sup></td> <td colspan="2">1名につき10億円</td> <td colspan="2">1事故につき10億円 (保険期間中 10億円)</td> </tr> <tr> <td>見舞金費用(初期対応費用)</td> <td>① 見舞金費用 ② 初期対応費用(見舞金費用含む) ③ ①②共通</td> <td colspan="2">1名10万円(但し園児死亡の場合、1名100万円) 1事故10万円 1事故1,000万円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>管理財物補償</td> <td colspan="4">1事故100万円</td> </tr> <tr> <td>人格権侵害補償</td> <td colspan="2">1名につき50万円</td> <td colspan="3">1事故につき1,000万円(保険期間中1,000万円)</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス等対応費用補償</td> <td>×</td> <td>1事故/保険期間中20万円</td> <td>×</td> <td>1事故/保険期間中20万円</td> <td>1事故/保険期間中20万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">園児団体傷害</td> <td>死亡・後遺障害</td> <td>215万円</td> <td>250万円</td> <td>205万円</td> <td>250万円</td> <td>230万円</td> </tr> <tr> <td>入院<sup>*3</sup>(1日あたり)</td> <td>2,250円</td> <td>3,000円</td> <td>1,950円</td> <td>2,800円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>通院(1日あたり)</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> <td>1,300円</td> <td>1,800円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">セットプラン(保険料)</td> <td>O-157等特定感染症補償</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>認可保育園</td> <td>1,400円</td> <td>2,000円</td> <td>1,300円</td> <td>1,900円</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>2号・3号認定子ども</td> <td>1,400円</td> <td>2,000円</td> <td>1,300円</td> <td>1,900円</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>1号認定子ども</td> <td>1,250円</td> <td>1,850円</td> <td>1,200円</td> <td>1,800円</td> <td>2,150円</td> </tr> <tr> <td>小規模A・B</td> <td>1,600円</td> <td>2,200円</td> <td>1,500円</td> <td>2,100円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">+</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">オプション<sup>*4</sup></th> <th colspan="2">支払限度額：1請求・保険期間中 5,000万円</th> </tr> <tr> <th>損害賠償責任部分</th> <th>縮小支払割合</th> <th colspan="2">支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">個人情報漏えい保険</td> <td>(1) 訴訟対応費用</td> <td>100%</td> <td>1請求・保険期間中 1,000万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2) 訴訟対応費用以外の費用</td> <td>① サイバー攻撃対応費用</td> <td>1事故・保険期間中 100万円</td> </tr> <tr> <td>② 原因・被害範囲調査費用</td> <td>(A) 100% または (B) 90%</td> <td>(A) 100万円 または (B) 100万円</td> </tr> <tr> <td>③ 相談費用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ データ等復旧費用</td> <td>100%</td> <td>1事故・保険期間中 100万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他事故対応費用</td> <td>100%</td> <td>&lt;個人情報漏えい見舞金費用&gt; 被害者1名につき1,000円 被害者1社につき5万円</td> </tr> <tr> <td>⑥ 再発防止費用</td> <td>90%</td> <td>1事故：次のいずれかの低い額 a. 1,000万円 b. (1)および⑤において支払われる保険金の合計額 保険期間中：1,000万円</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td colspan="3">園児数200名まで……20,000円(200名超は……100円/園児1人追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 賠償責任保険では全タイプとも天災(地震・噴火・洪水・津波または高潮)は補償対象となりませんのでご注意ください。地震セットにご加入いただいた場合は天災(地震・噴火、またはこれらによる津波)によって被った傷害に対して傷害保険金のみをお支払いします。</p> <p>*2 社会福祉充実計画に基づく保育業務以外の業務に起因して、他人の身体の傷害、他人の財物の損壊等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った際の損害は、1名・1事故1000万円を限度に補償します。</p> <p>*3 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*4 個人情報に加え法人情報または、個人情報・法人情報以外の公表されていない情報も補償されます。</p>					補償タイプ <sup>*1</sup>	大型セット		基本セット		地震セット	傷害補償コース	傷害補償コース	O-157等特定感染症補償コース	傷害補償コース	O-157等特定感染症補償コース	O-157等特定感染症+地震等天災危険補償コース	園賠償責任	施設・エレベーター <sup>*2</sup>	1名につき10億円		1事故につき10億円		生産物 <sup>*2</sup>	1名につき10億円		1事故につき10億円 (保険期間中 10億円)		見舞金費用(初期対応費用)	① 見舞金費用 ② 初期対応費用(見舞金費用含む) ③ ①②共通	1名10万円(但し園児死亡の場合、1名100万円) 1事故10万円 1事故1,000万円				管理財物補償	1事故100万円				人格権侵害補償	1名につき50万円		1事故につき1,000万円(保険期間中1,000万円)			新型コロナウイルス等対応費用補償	×	1事故/保険期間中20万円	×	1事故/保険期間中20万円	1事故/保険期間中20万円	園児団体傷害	死亡・後遺障害	215万円	250万円	205万円	250万円	230万円	入院 <sup>*3</sup> (1日あたり)	2,250円	3,000円	1,950円	2,800円	3,000円	通院(1日あたり)	1,500円	2,000円	1,300円	1,800円	2,000円	セットプラン(保険料)	O-157等特定感染症補償	×	○	×	○	○	認可保育園	1,400円	2,000円	1,300円	1,900円	2,300円	2号・3号認定子ども	1,400円	2,000円	1,300円	1,900円	2,300円	1号認定子ども	1,250円	1,850円	1,200円	1,800円	2,150円	小規模A・B	1,600円	2,200円	1,500円	2,100円	2,500円	オプション <sup>*4</sup>		支払限度額：1請求・保険期間中 5,000万円		損害賠償責任部分	縮小支払割合	支払限度額		個人情報漏えい保険	(1) 訴訟対応費用	100%	1請求・保険期間中 1,000万円	(2) 訴訟対応費用以外の費用	① サイバー攻撃対応費用	1事故・保険期間中 100万円	② 原因・被害範囲調査費用	(A) 100% または (B) 90%	(A) 100万円 または (B) 100万円	③ 相談費用			④ データ等復旧費用	100%	1事故・保険期間中 100万円	⑤ その他事故対応費用	100%	<個人情報漏えい見舞金費用> 被害者1名につき1,000円 被害者1社につき5万円	⑥ 再発防止費用	90%	1事故：次のいずれかの低い額 a. 1,000万円 b. (1)および⑤において支払われる保険金の合計額 保険期間中：1,000万円	保険料	園児数200名まで……20,000円(200名超は……100円/園児1人追加)		
補償タイプ <sup>*1</sup>	大型セット		基本セット		地震セット																																																																																																																																		
傷害補償コース	傷害補償コース	O-157等特定感染症補償コース	傷害補償コース	O-157等特定感染症補償コース	O-157等特定感染症+地震等天災危険補償コース																																																																																																																																		
園賠償責任	施設・エレベーター <sup>*2</sup>	1名につき10億円		1事故につき10億円																																																																																																																																			
	生産物 <sup>*2</sup>	1名につき10億円		1事故につき10億円 (保険期間中 10億円)																																																																																																																																			
	見舞金費用(初期対応費用)	① 見舞金費用 ② 初期対応費用(見舞金費用含む) ③ ①②共通	1名10万円(但し園児死亡の場合、1名100万円) 1事故10万円 1事故1,000万円																																																																																																																																				
	管理財物補償	1事故100万円																																																																																																																																					
	人格権侵害補償	1名につき50万円		1事故につき1,000万円(保険期間中1,000万円)																																																																																																																																			
	新型コロナウイルス等対応費用補償	×	1事故/保険期間中20万円	×	1事故/保険期間中20万円	1事故/保険期間中20万円																																																																																																																																	
	園児団体傷害	死亡・後遺障害	215万円	250万円	205万円	250万円	230万円																																																																																																																																
入院 <sup>*3</sup> (1日あたり)		2,250円	3,000円	1,950円	2,800円	3,000円																																																																																																																																	
通院(1日あたり)		1,500円	2,000円	1,300円	1,800円	2,000円																																																																																																																																	
セットプラン(保険料)	O-157等特定感染症補償	×	○	×	○	○																																																																																																																																	
	認可保育園	1,400円	2,000円	1,300円	1,900円	2,300円																																																																																																																																	
	2号・3号認定子ども	1,400円	2,000円	1,300円	1,900円	2,300円																																																																																																																																	
	1号認定子ども	1,250円	1,850円	1,200円	1,800円	2,150円																																																																																																																																	
	小規模A・B	1,600円	2,200円	1,500円	2,100円	2,500円																																																																																																																																	
オプション <sup>*4</sup>		支払限度額：1請求・保険期間中 5,000万円																																																																																																																																					
損害賠償責任部分	縮小支払割合	支払限度額																																																																																																																																					
個人情報漏えい保険	(1) 訴訟対応費用	100%	1請求・保険期間中 1,000万円																																																																																																																																				
	(2) 訴訟対応費用以外の費用	① サイバー攻撃対応費用	1事故・保険期間中 100万円																																																																																																																																				
		② 原因・被害範囲調査費用	(A) 100% または (B) 90%	(A) 100万円 または (B) 100万円																																																																																																																																			
		③ 相談費用																																																																																																																																					
	④ データ等復旧費用	100%	1事故・保険期間中 100万円																																																																																																																																				
	⑤ その他事故対応費用	100%	<個人情報漏えい見舞金費用> 被害者1名につき1,000円 被害者1社につき5万円																																																																																																																																				
⑥ 再発防止費用	90%	1事故：次のいずれかの低い額 a. 1,000万円 b. (1)および⑤において支払われる保険金の合計額 保険期間中：1,000万円																																																																																																																																					
保険料	園児数200名まで……20,000円(200名超は……100円/園児1人追加)																																																																																																																																						

## 12. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり、入学先の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

### 13. 提携する医療機関等

種類	園医(小児科)	園歯科医
病院名	ペえ小児科内科医院	ひろた歯科医院
所在地	熊本市南区八分字町 89-1	熊本市西区河内町船津 2111-4
院長名	斐 徳也先生	廣田達也先生
TEL	096-227-3163	096-276-1080

※ このほか、園薬剤師による園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行っています。

### 14. 園からのお願い

本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

- ・ 園の敷地内はすべて禁煙です。
- ・ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

#### <送迎時の注意事項>

- ・ 保護者(おうちに一緒に住んでいらっしゃる方)が送り迎えをすることを原則にしています。都合でお迎えを他の人に依頼する場合は、事故防止(誘拐などの)のためにも必ず、事前に園に連絡を入れてください。
- ・ 事故、盗難防止のため、車のエンジンを止め、カギを抜いて、車のドアをロックしてください。
- ・ きょうだいのお子さんなどを車の中に残してこないようにしてください。
- ・ 送迎時にはおうちの方も必ず、園内(クラス内)まで足を運んで、担任もしくは園の職員に声をかけるようにして下さい。担任がお子さんの登園、降園を確認し、常に園にいる子ども達の人数を把握しておくためです。くれぐれも黙ってお子さんだけを園に置いていかれたり、黙って連れて帰ったりなさいませぬようお願い致します。
- ・ 毎朝、登園時に保育者と保護者、子どもと一緒に、「検温」と「健康チェック」を行っております。少し時間に余裕を持って登園してください。
- ・ 園庭の扉は出入りした後、必ず扉上部の鍵を閉めるようにしてください。
- ・ 通常は 9 時まで登園するようにして下さい。諸事情で登園が遅れたり、お休みしたりする場合などは 9 時 30 分までに園の方にご連絡下さい。(食事の準備やクラスの活動に影響します。何らかの事情でその時間までに連絡が出来なかった場合でも、後からで構いませんので、必ず連絡をお願いします。)